



## トピックス 1 ~ 尼崎公害訴訟が合意に至る ~

(国土交通省近畿地方整備局提供情報)

尼崎公害訴訟は、平成12年12月に大阪高裁の勧告による和解条項に基づき、国(国土交通省近畿地方整備局)及び阪神高速道路(株)と尼崎公害訴訟原告団との定期的な「尼崎市南部地域道路沿道環境改善に関する連絡会」(以下「連絡会」)を開催し、沿道環境対策について協議を続けてきましたが、平成25年6月13日、第47回連絡会が開催され、次の事項について合意が成立しました。

### 1 環境ロードプライシングについて

阪神高速道路3号神戸線と5号湾岸線における料金に格差を設け3号神戸線及び国道43号から5号湾岸線への交通の転換を図る環境ロードプライシングを引き続き実施する。

### 2 国道43号の通行ルールについて

大型車に中央寄り車線の走行を促す「環境レーン」を中心とする「国道43号通行ルール」の定着に向け、尼崎をはじめとする地域にて次の施策を引き続き実施する。

横断幕、路側看板及び道路中央立て看板の設置・維持管理、道路情報板(電光式)への掲示

湾岸線への迂回促進のための大気汚染情報(NO<sub>2</sub>濃度)のHPでの公開

関係機関との協力による違反車両の取り締まり

### 3 国道43号の歩道空間バリアフリー化について

国道43号の歩道空間バリアフリー化(エレベーターの設置等)を進め、当面五合橋交差点及び出屋敷交差点のエレベーター設置工事を速やかに完了し、東本町交差点も合わせて維持管理を実施する。

## 3 ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果等について

兵庫県では、ディーゼル自動車等運行規制の実効性を確保するため、以下とおり、カメラ検査等を実施し、違反が確認された場合は、指導等を実施しています。

### (1) カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行車両のナンバープレートを撮影し違反車両であるかを確認しています。

平成24年8月までのカメラ検査で撮影した規制対象車両は498,230台(県内159,073台、県外339,157台)で、うち違反車両は6,685台(県内1,403台、県外5,282台)となっています。

違反車両台数の都道府県別内訳は別表1のとおりで、兵庫県、岡山県、京都府、奈良県が多く、4府県で全体の約44%を占めています。また、種別では事業用が約84%、自家用が約16%となっています。

年・月	撮影車両	規制対象車両 (違反車両)	うち県内 規制対象車両 (違反車両)	うち県外 規制対象車両 (違反車両)
H16年度 (H16.10~)	210,627	33,645(22)	9,040(4)	24,605(18)
H17年度	536,778	73,970(275)	23,999(72)	49,971(203)
H18年度	561,666	77,578(1,256)	26,309(272)	51,269(984)
H19年度	503,530	67,721(2,314)	23,879(521)	43,842(1,793)
H20年度	517,460	66,949(1,621)	21,567(283)	45,382(1,338)
H21年度	419,842	65,314(501)	21,284(115)	44,030(386)
H22年度	369,825	49,689(357)	14,904(57)	34,785(300)
H23年度	295,848	37,423(205)	10,757(52)	26,666(153)
H24年度	255,941	25,941(134)	7,334(27)	18,607(107)
計	3,671,517	498,230 (6,685)	159,073(1,403)	339,157(5,282)
		100%(1.3%)	31.9%(0.3%)	68.1%(1.1%)

カメラ検査において運行規制違反を確認した都道府県別台数(平成16年10月～平成25年3月)

都道府県名	事業用	自家用	計	備考			
				支局名	事業用	自家用	うちバス
兵庫県	1022	382	1404	神戸	605	292	17
				姫路	417	90	3
岡山県	502	48	550	岡山	489	47	9
				倉敷	13	1	0
京都府	410	110	520	京都	410	110	14
奈良県	312	135	447	奈良	312	135	13
大阪府	260	60	320	和泉	197	27	4
				大阪	63	33	2
広島県	313	14	327	福山	183	8	3
				広島	130	6	3
滋賀県	243	52	295	滋賀	243	52	3
和歌山県	212	31	243	和歌山	212	31	12
香川県	231	14	245	香川	231	14	5
愛媛県	185	7	192	愛媛	185	7	3
三重県	191	20	211	三重	184	19	7
				鈴鹿	7	1	0
福岡県	162	14	176	北九州	66	7	0
				久留米	40	3	2
				福岡	38	2	1
				筑豊	18	2	0
福井県	147	4	151	福井	147	4	5
岐阜県	151	30	181	岐阜	148	30	3
徳島県	117	10	127	飛騨	3	0	1
				徳島	117	10	7
静岡県	120	18	138	静岡	47	7	2
				浜松	45	7	1
				沼津	28	4	5
鳥取県	72	8	80	鳥取	72	8	1
山口県	71	3	74	山口	69	3	2
石川県	73	4	77	下関	2	0	0
				石川	66	4	5
高知県	64	2	66	金沢	7	0	0
高知県	64	2	66	高知	64	2	3
鹿児島県	59	3	62	鹿児島	59	3	3
宮崎県	59	7	66	宮崎	59	7	2
富山県	50	10	60	富山	50	10	1
愛知県	56	2	58	岡崎	2	0	0
				名古屋	23	0	2
				三河	17	1	4
				豊橋	9	1	1
				尾張小牧	4	0	0
				岡崎	0	0	0
				豊田	1	0	1
千葉県	45	5	50	千葉	19	3	9
				袖ヶ浦	16	1	15
				成田	10	1	10
茨城県	52	1	53	土浦	27	1	3
				水戸	19	0	4
				つくば	6	0	3
				長崎	30	1	2
長崎県	45	2	47	佐世保	15	1	0
熊本県	48	5	53	熊本	48	5	2
島根県	32	3	35	島根	32	3	2
長野県	46	7	53	松本	29	4	1
佐賀県	35	3	38	長野	17	3	5
新潟県	33	3	36	佐賀	35	3	1
				新潟	25	3	3
北海道	37	3	40	長岡	8	0	0
				札幌	23	2	2
				旭川	5	1	1
				釧路	5	0	0
				函館	2	0	0
大分県	31	3	34	室蘭	2	0	0
栃木県	35	1	36	大分	31	3	4
				宇都宮	19	1	6
群馬県	25	2	27	那須	1	0	0
				とちぎ	15	0	3
青森県	15	3	18	群馬	25	2	2
宮城県	16	5	21	青森	9	2	1
				八戸	6	1	2
岩手県	10	4	14	宮城	15	5	5
福島県	12	1	13	仙台	1	0	1
				岩手	10	4	2
山梨県	10	1	11	福島	10	0	8
秋田県	11	2	13	いわき	2	1	1
山形県	9	0	9	山梨	10	1	5
				秋田	11	2	3
埼玉県	11	0	11	山形	6	0	1
				庄内	3	0	0
				熊谷	9	0	3
沖縄県	0	2	2	所沢	1	0	1
				川越	1	0	1
神奈川	0	1	1	沖縄	0	2	2
計	5640	1045	6685	湘南	0	1	0
					5640	1045	264

(2)街頭検査

国道43号等主要幹線道路において、兵庫国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両の車検証の提示を求め運行規制違反の有無を確認しています。

検査期間:平成16年10月～平成25年3月  
検査回数:337回



	検査車両	うち違反車両
県内車両	558 (21.0%)	21 (0.8%)
県外車両	2,051 (79.0%)	93 (3.7%)
計	2,609 (100%)	114 (4.4%)

平成25年3月までの街頭検査で確認した車両は2,609台(県内558台、県外2,051台)で、うち違反車両は114台(県内21台、県外93台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は別表2のとおりです。また、種別では事業用が87%、自家用が13%となっています。

街頭検査において運行規制違反を確認した都道府県別台数(平成16年10月～平成25年3月まで)

別表2

府県名	事業用	自家用	計	備考		
				支局名	事業用	自家用
兵庫県	14	7	21	神戸	10	3
				姫路	4	4
広島県	8	1	9	福山	5	1
				広島	3	0
愛媛県	7	0	7	愛媛	7	0
大阪府	5	2	7	和泉	3	1
				大阪	2	1
京都府	4	2	6	京都	4	2
岐阜県	4	2	6	岐阜	4	2
岡山県	5	0	5	岡山	5	0
和歌山県	5	0	5	和歌山	5	0
滋賀県	5	0	5	滋賀	5	0
徳島県	6	0	6	徳島	6	0
群馬県	3	0	3	群馬	3	0
香川県	4	0	4	香川	4	0
鳥取県	3	0	3	鳥取	3	0
山口県	2	0	2	山口	2	0
石川県	2	0	2	石川	2	0
島根県	3	0	3	島根	3	0
愛知県	1	0	1	名古屋	1	0
奈良県	2	1	3	奈良	2	1
三重県	1	0	1	三重	1	0
福岡県	1	0	1	福岡	1	0
佐賀県	2	0	2	佐賀	2	0
茨城県	4	0	4	水戸	1	0
				土浦	3	0
大分県	1	0	1	大分	1	0
岩手県	1	0	1	岩手	1	0
福島県	1	0	1	いわき	1	0
北海道	1	0	1	札幌	1	0
千葉県	1	0	1	千葉	1	0
長野県	1	0	1	松本	1	0
栃木県	1	0	1	栃木	1	0
熊本県	1	0	1	熊本	1	0
計	99(87%)	15(13%)	114(100%)	-	-	-

### (3) 立入検査

運送事業者及び荷主等の立入検査を行い、車検証の確認や委託運送事業者への運行規制の遵守に係る措置状況について確認を行っています。

検査期間:平成16年10月～平成25年3月

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
運送事業者	1,201	8,562 (100%)	1,087 (12.7%)	0 (0.0%)

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
荷主等	914	202 (100%)	25 (12.4%)	0 (0.0%)

猶予期間切れ車両とは、阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両

### (4) 高校野球応援団バス等検査

第85回記念選抜高等学校野球選手権大会(春の甲子園)の開催に伴い、阪神甲子園球場に來場する大型バス等について、甲子園浜駐車場においてナンバープレートを確認し、違反車両であるかを確認しました。

調査期間:平成25年3月22日～平成25年4月3日の期間のうち13日間

調査車両	うち違反車両
1,048台 (延べ1,347台)	5台 (0.48%)

違反車両1台の都道府県別内訳は、静岡県:1台、新潟県:1台、埼玉県:1台、高知県:1台、北海道:1台です。なお、運行違反車両については、その車両所有者に対して文書で通知し、今後、違反車両により当該地域を運行しないよう指導するとともに、条例遵守のための今後の対応について文書で報告を求めました。

なお、**8月8日から開催されます「第95回全国高等学校野球選手権記念大会」へ來場する応援団バスについても、兵庫県で調査を実施し、違反車両があれば、その所有者もしくは使用者に指導等を行います。**

今大会、甲子園にバスを乗り入れされる方は、再度、規制対象車両か否かをご確認ください。具体的な判断基準は、「兵庫の環境」のホームページ内の「ディーゼル自動車等運行規制」のページの「第95回全国高等学校野球選手権大会に参加される学校関係者、バス会社の方へ」のアイコン内に掲載していますので、ご参照ください。

([http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/keikaku/diesel/diesel\\_kohshien.htm](http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/keikaku/diesel/diesel_kohshien.htm))



(甲子園浜駐車場に駐車する応援団バス 平成25年3月撮影)

## トピックス 2

### ～兵庫県次世代自動車充電インフラ(電気自動車用充電器)整備ビジョンの確認申請を受付中～

経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備事業」の活用による、次世代自動車の充電インフラ整備を促進するため、「兵庫県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定し、現在、申請を受け付けています。

本ビジョンに合致する、公共性を有する充電設備を設置する場合は、**充電器購入費と工事費(補助対象経費分)の3分の2の補助**を一般社団法人次世代自動車振興センターから受けることができます。(本ビジョンに合致しない場合は、補助率が2分の1。)

#### 1 兵庫県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン概要

全県網羅的な充電器設置促進を図りつつ、高速道路等による遠距離移動者の利便を図る観点等を勘案し、次の2つの方法で充電器設置数を設定。

##### (1) 高速道路(自動車専用道を含む)出入口周辺指定(急速充電器37基)

遠距離移動及び県外からの来訪者が、電欠の心配なく電気自動車による移動可能なインフラ整備促進のため、高速道路等の出入口周辺エリア(出入口から半径約3km範囲内)を設定(別紙1)。

##### (2) 市町域別指定(急速充電器または普通充電器951基)

移動経路における充電や目的地における充電を可能にするため、市町域別に基数を設定。なお、市町域別に配分された急速充電器と普通充電器の設置基数については、相互に融通可能(別紙2)。

#### 2 ビジョンの確認申請について

##### (1) 受付期間

平成25年6月10日から平成26年2月28日(金)

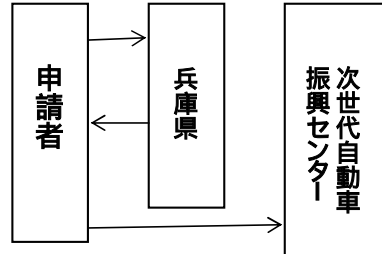
(補助金申請総額が経済産業省予算を超過する場合、受付終了。)

##### (2) 申請方法

申請様式に必要事項を記入のうえ、電子メールまたは郵送にて提出。ビジョンに合致している場合は、兵庫県から確認通知書を送付します。(申請方法の詳細は [HP「兵庫の環境」](http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp) (<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp>) をご覧下さい。)

#### 【申請手順】

ビジョンに合致していることの確認申請  
当該申請がビジョンに合致していることの確認  
ビジョンに合致していること連絡・確認書の交付  
補助金の申請  
申請の受付・審査



##### (3) その他

ビジョンに合致していることの確認を行った充電器については、設置場所・設置住所等を公開することがあります。

##### (4) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課交通公害係

電話: 078-341-7711(内線3371、3372)

e-mail: [mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp](mailto:mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp)

(参考) 補助金の申請については、一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ ([http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei\\_index.html](http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_index.html)) の中にある補助金交付規定に従い、補助金申請書類に2(2)の県からの確認通知書を添付して申請。

電話: 03-5501-4412 (受付時間: 平日のみ9:00～17:00)

発行 / 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL: 078(362)3287 FAX: 078(362)3966

H.P: <http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/index.htm>

E-mail: [mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp](mailto:mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp)

発行日 / 平成25年8月2日

